

第2回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月25日 午後3時から

2 開催場所 由仁町役場3階大会議室

3 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について

日程第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4 出席
委員

1番 本間俊明	2番 高嶋雅彦	3番 中道雅彦
4番 川端敦	5番 杉本道哉	6番 上野祐司
7番 鷺見幸生	8番 森長正徳	9番 橋口善一郎
10番 松田一博	11番 北川正則	12番 西田勝敏
13番 田中昭一	14番 川崎浩樹	15番 佐藤弘之

5 事務局
説明員

局長 川原田 直 人 主査 青 木 祐 次

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和4年第2回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和4年由仁町農業委員会第2回総会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第2回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
15番 佐藤委員、1番 本間委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、青木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第1号について説明いたします。本件は4件で、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

必要と認め通知を要請することを決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていただくことになります。

それでは議案2ページをお開きください。

1番の土地の所在は山形255の1筆の田で、合計面積は17,325㎡です。

あっせん申出者は、栗山町字富士の■■■■氏です。

本件は令和4年2月15日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は同じく栗山町字富士の■■■■を予定しております。

議案資料の1ページをご覧ください。

農地は、山形地区の夕張川から栗山町側にある栗山町と由仁町の農地が混在している場所で、あっせん申出地と白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10aあたり■■■■円で■■■■円を予定して

います。

続いて、2番ですが土地の所在は山柵 152 から 417 の 5 筆の田で、合計面積は 47,176 m²です。

あっせん申出者は、山柵自治区の■■■■氏です。

本件は令和4年2月 15 日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、山柵 152 から 157 までの 3 筆が同じ山柵自治区の■■■■氏、山柵 416-1、417 の 2 筆が、こちらも同じ山柵自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料の 2 ページをご覧ください。

最初に■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、■■■■氏の住宅の西側にある 3 筆の田で、あっせん申出地③から⑤までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、山柵 152、153 が 10a あたり ■■■■円、山柵 157 が 10a あたり ■■■■円の合計 ■■■■円を予定しています。

議案資料の 3 ページをご覧ください。

続いて、■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、■■■■氏住宅の隣接する 2 筆の田で、あっせん申出地①、②の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、①②ともに ■■■■円で、合計 ■■■■円を予定しています。

続いて、3番ですが土地の所在は山柵 431 から 436-3 の 4 筆の田で、合計面積は 27,348 m²です。

あっせん申出者は、下古山自治区の■■■■氏です。

本件は令和4年2月 15 日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ下古山自治区の■■■■を予定しております。

議案資料の 4 ページをご覧ください。

農地は、山柵地区で■■■■氏の住宅の南側にある 4 筆の田で、あっせん申出地①から④までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり ■■■■円で合計 ■■■■円を予定しています。

続いて、4番ですが土地の所在は東三川 2155 から 3369 の 2 筆の田で、合計面積は 65,223 m²です。

あっせん申出者は、東三川自治区の■■■■氏です。

本件は令和4年2月 21 日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、東三川 2155 が同じ東三川自治区の
の■■■■氏、東三川 3369 が、こちらも同じ東三川自治区の■■■■
■■■■氏を予定しております。

議案資料の5ページをご覧ください。

最初に■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、図面右下にある
1筆の田で、あっせん申出地④と白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり ■■■■円で合計 ■■■■円を予定
しています。

続いて、■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、図面左上側の
■■■■氏の住宅に隣接する1筆の田で、あっせん申出地③と白線で
囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり ■■■■円で、合計 ■■■■円を予
定しています。

また、あっせん農用地①、②については、次の議案で提案させ
ていただきますが、基盤強化法により相対で売買予定の農地であ
ります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、買入協議を行う旨の通知をするよう由
仁町に対し要請することにご異議ありませんか。

委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、買入協議を行う旨の通知をす
るよう由仁町長に対し要請することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農業経営基盤強化促進法第18条
第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題
といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第2号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、青木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が1件、賃貸借が10件で合計11件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の3月2日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案4ページをお開きください。

1番ですが、2月21日に開催されたあっせん会において所有権移転が決定された売買でございます。

土地の所在は東三川3366、3367の2筆の畑で合計面積4,373㎡です。

農地の所在は、先ほど説明させていただきましたとおりで、

売買価格は■■■■円で、単価は、10aあたり■■■■円でございます。

譲渡人は、東三川自治区の■■■■氏、譲受人は、同じく東三川自治区の■■■■氏です。

続いて賃貸借ですが、議案の5ページをご覧ください。

2番ですが、土地の所在は岩内1807から2846までの5筆の田と1筆の畑で、合計面積は62,202㎡です。

賃貸借期間は、令和8年12月27日までの5年間で、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の

岩内自治区の■■■■■です。

3番ですが、土地の所在は古山 682-1 の1筆の畑で、面積は 14,000 m²です。

賃貸借期間は、令和6年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり ■■■■■円で年間 ■■■■■円です。

貸主は、古山自治区の■■■■■氏、借主は、古山自治区の■■■■■氏です。更新の案件です。

4番ですが、土地の所在は古山 1167 の1筆の畑で、面積は 40,430 m²です。

賃貸借期間は、令和6年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり ■■■■■円で年間 ■■■■■円です。

貸主は、古山自治区の■■■■■氏、借主は、西三川自治区の■■■■■です。更新の案件です。

5番ですが、土地の所在は西三川 547-1 から 557 までの3筆の田と3筆の畑で、合計面積は 39,551 m²です。

賃貸借期間は、令和6年11月30日までの3年間で、賃貸料は田が 10a あたり ■■■■■円で畑が 10a あたり ■■■■■円で年間 ■■■■■円です。

貸主は、西三川自治区の■■■■■氏、借主は、同じ西三川自治区の■■■■■です。更新の案件です。

6番ですが、土地の所在は西三川 875 の1筆の畑で、合計面積は 15,393 m²です。

賃貸借期間は、令和8年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、10a あたり ■■■■■円で年間 ■■■■■円です。

貸主は、西三川自治区の■■■■■氏、借主は、同じ西三川自治区の■■■■■氏です。更新の案件です。

7番ですが、土地の所在は本三川 718、720-1 の1筆の田と1筆の畑で、面積は 27,783 m²です。

賃貸借期間は、令和14年11月30日までの11年間で、賃貸借料は、田が 10a あたり ■■■■■円、畑が 10a あたり ■■■■■円で年間 ■■■■■円です。

貸主は、本三川自治区の■■■■■氏、借主は、同じ本三川自治区の■■■■■氏です。更新の案件です。

8番ですが、土地の所在は本三川 718、720-1 の1筆の田と1筆の畑で、合計面積は 31,896 m²です。

賃貸借期間は、令和14年11月30日までの11年間で、賃貸借料は、田が 10a あたり ■■■■■円、畑が 10a あたり ■■■■■円で年間 ■■■■■円です。

貸主は、本三川自治区の■■■■氏、借主は、同じく本三川自治区の■■■■です。更新の案件です。

9番ですが、土地の所在は中三川 442 から 864 の 4 筆の田で、面積は 62,464 m²です。

賃貸借期間は、令和 14 年 11 月 30 日までの 11 年間で、賃貸借料は、10a あたり ■■■■円で年間 ■■■■円です。

貸主は、本三川自治区の■■■■氏、借主は、古山自治区の■■■■です。更新の案件です。

以上で議案第 2 号の 1 番から 9 番までの説明を終わります。

議長 議案第 2 号の 1 番から 9 番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 2 号の 1 番から 9 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 2 号の 1 番から 9 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。
引き続き議案第 2 号の 10 番、11 番を議題とする前に、会議規則第 10 条関係から ■■■■には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

(■■■■退席)

議長 それでは議案第 2 号の 10 番、11 番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 議案の 5 ページの 10 番ですが、土地の所在は東三川 2788、2798 の 2 筆の田で、面積は 28,292 m²です。
賃貸借期間は、令和 4 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a あたり ■■■■円で年間 ■■■■円です。貸主は、東三川

自治区の■■■■氏、借主は、同じ東三川自治区の■■■■
■■■■です。新規の案件です。

11 番ですが、土地の所在は東三川 2737、2756 の 2 筆の畑で、
面積は 7,000 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料
は、10a あたり ■■■■円で年間 ■■■■円です。

貸主は、東三川自治区の■■■■氏、借主は、同じ東三川自治
区の■■■■です。新規の案件です。

以上で 10 番と 11 番の説明を終わります。

議長 議案第 2 号の 10 番、11 番の内容の説明が終わりましたので、
質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議長 議案第 2 号の 10 番、11 番については、農用地利用集積計画に
より取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 2 号の 10 番、11 番については、農用地利用集
積計画により取り扱うことに決定いたしました。

(川端委員着席)

議長 議案第 2 号の 10 番、11 番については、農用地利用集積計画に
より取り扱うことに決定いたしましたので、川端委員に報告しま
す。

議長 次に、日程第 5、議案第 3 号『農業委員会の法令遵守の申し合
わせ決議について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 3 号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について』

由仁町農業委員会は、農地制度の適正執行等、公正・公平な職務遂行について、法令遵守の徹底を図るため、次のとおり決議するものでございます。

(内容説明)

局長 農地転用に係る収賄や虚偽の申請等を行う農業委員の不祥事が令和元年に連続して発生しまして、同年に開催されました全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されましたことから、全国の農業委員会においても法令遵守の申し合わせの決議を毎年度 1 回以上行うこととなったものです。

決議内容について、読み上げます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、次の事項について、ここに申し合わせ、決議する。

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同法第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

- 2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 4 年 2 月 25 日 由仁町農業委員会
以上になります。

ただ今、読み上げました決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていくうえで、由仁町農業委員会として法令

遵守の徹底を図っていくものいたします。
決議についてよろしくお願いします。
以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の内容にご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議のとおり皆様、法令遵守を徹底するようよろしくお願いします。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 15 時 40 分)

議事録署名委員

15 番 江藤 弘之 

1 番 本間 俊明 